

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 28 年 9 月 16 日 答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1 件

厚生年金保険関係 1 件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1 件

厚生年金保険関係 1 件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1600455号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1600212号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における平成4年4月1日から平成5年10月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成4年4月から平成5年9月までの標準報酬月額については、8万円から53万円とする。

請求期間②について、請求者のB社における平成5年10月1日から平成6年3月31日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成5年10月から平成6年2月までの標準報酬月額については、8万円から53万円とする。

平成4年4月から平成6年2月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

請求期間③について、請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成6年3月31日から同年5月6日に訂正し、同年3月及び同年4月の標準報酬月額を53万円とすることが必要である。

平成6年3月31日から同年5月6日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成4年4月1日から平成5年10月1日まで
② 平成5年10月1日から平成6年3月31日まで
③ 平成6年3月31日から同年5月6日まで

A社に勤務した期間のうちの請求期間①及びB社に勤務した請求期間②に係る標準報酬月額が実際の報酬額と相違している。また、B社に勤務した請求期間③の資格喪失年月日が相違している。請求期間①及び②について標準報酬月額の記録を訂正し、請求期間③について資格喪失年月日の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①については、A社に係るオンライン記録において、請求者の請求期間①に係る標準

報酬月額、当初請求者が主張する 53 万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成 5 年 11 月 12 日より後の平成 6 年 3 月 18 日付けで、平成 4 年の定時決定の記録を取消し、平成 4 年 4 月 1 日に遡って 8 万円に減額訂正されている上、請求者の他に 8 人の従業員についても標準報酬月額が、同日付けで遡って減額訂正されていることが確認できる。

また、請求期間①当時の経理総務担当取締役であった事業主の妻は、A 社は保険料を滞納しており、滞納保険料解消のため、標準報酬月額を最低等級まで減額する届出を行った旨回答している。

これらを総合的に判断すると、請求者について、厚生年金保険の適用事業所でなくなった後に、請求期間①の標準報酬月額を遡って減額訂正する合理的な理由はなく、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、請求者の平成 4 年 4 月から平成 5 年 9 月までの標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所（当時）に当初届け出た 53 万円に訂正することが必要である。

請求期間②については、B 社に係るオンライン記録において、請求者の請求期間②に係る標準報酬月額は、当初請求者が主張する 53 万円と記録されていたところ、平成 6 年 3 月 24 日付けで、平成 5 年 10 月 1 日に遡って 8 万円に減額訂正されていることが確認できる上、請求者の他に 28 人の従業員についても標準報酬月額が、同日付けで遡って減額訂正されるとともに、7 人については、厚生年金保険被保険者の資格が同日付けで取り消されていることが確認できる。

また、請求期間②当時の経理総務担当取締役であった事業主の妻は、B 社は保険料を滞納しており、滞納保険料解消のため、標準報酬月額を最低等級まで減額する届出を行った旨回答している。

これらを総合的に判断すると、請求者について、請求期間②の標準報酬月額を遡って減額訂正する合理的な理由はなく、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、請求者の平成 5 年 10 月から平成 6 年 2 月までの標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 53 万円に訂正することが必要である。

請求期間③については、オンライン記録によると、請求者の B 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成 6 年 4 月 1 日より後の同年 5 月 6 日付けで、遡って同年 3 月 31 日と記録されていることが確認できる。

しかしながら、雇用保険の記録及び請求期間③当時の経理総務担当取締役であった事業主の妻の陳述により、請求者は平成 6 年 5 月 31 日まで、B 社に継続して勤務していたことが確認できる上、商業登記簿謄本から、同社が請求期間③において法人の事業所であったことが確認できることから、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

これらを総合的に判断すると、請求者について、平成 6 年 3 月 31 日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由はなく、当該喪失処理に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、請求者の厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は、資格喪失処理年月日である同年 5 月 6 日であると認められる。

また、平成 6 年 3 月及び同年 4 月の標準報酬月額については、上記請求期間②に係る訂正後の同年 2 月の標準報酬月額から、53 万円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1600391号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1600211号

第1 結論

請求期間①及び②について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間③について、請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間④について、請求者のC社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成元年9月から平成2年9月まで
② 平成2年12月から平成3年3月まで
③ 平成4年5月から平成5年4月まで
④ 平成5年5月から平成8年5月まで

A社に学生であったが派遣労働者として登録し、D社の工場生産ラインで勤務した請求期間①及び②、B社に建築現場の作業員等として勤務した請求期間③、C社に建築現場の作業員等として勤務した請求期間④の厚生年金保険被保険者の記録がない。調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者の請求期間①及び②に係る訂正請求については、請求者は、学生であったがA社の派遣労働者として勤務していた旨主張しているが、同社及び請求者が派遣先と記載したD社は、両社ともに請求期間①及び②当時の資料の保管がなく、請求者の請求期間①及び②に係る勤務を確認できない旨回答している。

また、請求者に対して複数回連絡を求めたが連絡がなく、照会文書を送付したが回答が得られなかったため、請求期間①及び②に係る従業員照会等を行うことができず、請求者の請求期間①及び②の勤務を確認することができない。

このほか、請求者の請求期間①及び②における勤務及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

請求者の請求期間③に係る訂正請求については、B社は、請求期間③当時の資料の保管がなく、請求者の請求期間③に係る勤務実態を確認できない旨回答している。

また、B社は、雇用関係がある社員は、全員を厚生年金保険に加入させていることから、請求者に厚生年金保険の加入記録がないのであれば、請求者は個人事業主であり、厚生年金保険の加入対象者ではなかったため届出は行っておらず、厚生年金保険料の控除及び納付は行っていない旨回答している。

さらに、B社において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の従業員について、雇用保険の加入記録を確認したところ、全員に加入記録があり、雇用保険と厚生年金保険の被保険者期間が符合していることが確認できるが、請求期間③において、請求者の同社に係る雇用保険の被保険者記録はない。

加えて、請求者は、自身と仕事の内容や雇用形態が同じであった同僚の姓のみを記載しているところ、B社に係るオンライン記録によると、請求期間③において当該同僚の厚生年金保険の被保険者記録を確認することができない。

このほか、請求者の請求期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

請求者の請求期間④に係る訂正請求については、C社は、請求期間④当時を知る従業員の記憶から、請求者は一人親方であり、同社の仕事を行っていたことはうかがえるが、資料がないため請求者の請求期間④に係る勤務実態を確認することができない旨回答している。

また、C社は、請求者は一人親方であり、雇用関係がないことから、厚生年金保険の加入対象者ではなかったため届出は行っておらず、厚生年金保険料の控除及び納付は行っていない旨回答している。

さらに、C社は、雇用関係がある社員は、全員を厚生年金保険に加入させている旨回答しており、同社において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の従業員について、雇用保険の加入記録を確認したところ、全員に加入記録があり、雇用保険と厚生年金保険の被保険者期間が符合していることが確認できるが、請求期間④において、請求者の同社に係る雇用保険の被保険者記録はない。

加えて、請求者から提出された普通預金通帳の写しから、平成5年8月から平成6年4月までの9か月のうち、平成5年11月、同年12月、平成6年1月及び同年4月にATMによる預け入れが確認できるものの、預入者及び預入金の詳細が不明なため、当該預入金が貸金であることを確認することができない。

また、請求者は、自身と仕事の内容や雇用形態が同じであった同僚の姓のみを記載しているところ、C社に係るオンライン記録によると、請求期間④において当該同僚の厚生年金保険の被保

険者記録を確認することができない。

このほか、請求者の請求期間④における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。